

事務連絡

平成24年7月12日

5組合事務局長 殿



日本内航海運組合総連合会
理事長 影山 幹雄

留保対象トン数の第三者使用に係る消費税の取扱いについて(2)

留保対象トン数の第三者への使用許諾取引に係る消費税の取扱いについては、平成24年4月27日付事務連絡「留保対象トン数の第三者使用に係る消費税の取扱いについて」により、“当該取引は消費税の課税対象となるという取扱い(司法判断)が示された”と連絡しているところですが、今後は、先の連絡に加えて、次のとおり対応いただきますようお願いいたします。

1. 今後、留保対象トン数の第三者使用について、新たな建造等認定申請の際に留保対象トン数使用承諾書を総連合会に提出する際には、併せて使用許諾取引に係る契約書(写)の提出をお願いします。

※「(4)対象トン数の留保に係る取扱い要領」の一部改正
平成24年7月12日理事会改正承認
適用日 平成24年9月1日

2. 過去において、消費税の課税対象外(不課税)としていた使用許諾取引を課税取引として是正されたい方は、変更契約など取引当時者(組合員)双方において是正が必要となりますので、税務手続きを行う前に必ず当連合会まで連絡願います。

以 上